

①【施設利用料（短期入所）】 ～負担割合が1割の方～

内 容		1日あたり利用料						
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	サービス費	529	656	704	772	847	918	987
下記以外の方	食費	1,445						
	滞在費	2,010						
	合計	4,014	4,141	4,244	4,312	4,387	4,458	4,527
第3段階②	サービス費	529	656	704	772	847	918	987
・市民税非課税世帯 ・年金収入等120万円超 ・預貯金 単身500万円以下 夫婦1,500万円以下	食費	1,300						
	滞在費	1,310						
	合計	3,169	3,296	3,399	3,467	3,542	3,613	3,682
第3段階①	サービス費	529	656	704	772	847	918	987
・市民税非課税世帯 ・年金収入等80万円～120万円以下 ・預貯金 単身550万円以下 夫婦1,550万円以下	食費	1,000						
	滞在費	1,310						
	合計	2,869	2,996	3,099	3,167	3,242	3,313	3,382
第2段階	サービス費	529	656	704	772	847	918	987
・市民税非課税世帯 ・年金収入等80万円以下 ・預貯金 単身650万円以下 夫婦1,650万円以下	食費	600						
	滞在費	820						
	合計	1,979	2,106	2,209	2,277	2,352	2,423	2,492
第1段階	サービス費	529	656	704	772	847	918	987
・市民税非課税世帯の 老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 ・預貯金 単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下	食費	300						
	滞在費	820						
	合計	1,679	1,806	1,909	1,977	2,052	2,123	2,192

※年金収入等とは、公的年金等収入金額（非課税年金を含む）+その他の合計所得金額

※加算を含めた金額となります

② 体制加算

項 目	日額	備 考
* 機能訓練体制加算	12	
看護体制加算（Ⅲ）イ	12	
看護体制加算（Ⅳ）イ	23	
夜勤職員配置加算（Ⅳ）	20	
* サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	
* 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	月10	
* 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数×8.3%
* 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数×2.7%
* 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数×1.6%
合計	85	

* は介護予防対象の加算

③ 対象者加算

項 目	日額	備 考
* 送迎加算	184	片道につき
緊急短期入所受入加算（7日間） （家族の疾病等は14日間）	90	
医療連携強化加算	58	
* 看取り介護連携体制加算 （死亡日及び死亡日以前30日以下について7日を限度）	64	
* 口腔連携強化加算	50/回	
* 療養食加算	1食8	
* 若年性認知症入所者受入加算	120	
長期利用者に対する減算 （31日目より）	△30	
長期利用の適正化	ユニット型の料金	

- ・朝食 405円
- ・昼食 520円
- ・夕食 520円

①【施設利用料（短期入所）】 ～負担割合が2割の方～

内 容		1日あたり利用料						
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	サービス費	1,058	1,312	1,408	1,544	1,694	1,836	1,974
下記以外の方	食費	1,445						
	滞在費	2,010						
	合計	4,573	4,827	5,033	5,169	5,319	5,461	5,599
第3段階②	サービス費	1,058	1,312	1,408	1,544	1,694	1,836	1,974
・ 市民税非課税世帯 ・ 年金収入等120万円超 ・ 預貯金 単身500万円以下 夫婦1,500万円以下	食費	1,300						
	滞在費	1,310						
	合計	3,728	3,982	4,188	4,324	4,474	4,616	4,754
第3段階①	サービス費	1,058	1,312	1,408	1,544	1,694	1,836	1,974
・ 市民税非課税世帯 ・ 年金収入等80万円～120万円以下 ・ 預貯金 単身550万円以下 夫婦1,550万円以下	食費	1,000						
	滞在費	1,310						
	合計	3,428	3,682	3,888	4,024	4,174	4,316	4,454
第2段階	サービス費	1,058	1,312	1,408	1,544	1,694	1,836	1,974
・ 市民税非課税世帯 ・ 年金収入等80万円以下 ・ 預貯金 単身650万円以下 夫婦1,650万円以下	食費	600						
	滞在費	820						
	合計	2,538	2,792	2,998	3,134	3,284	3,426	3,564
第1段階	サービス費	1,058	1,312	1,408	1,544	1,694	1,836	1,974
・ 市民税非課税世帯の 老齢福祉年金受給者 ・ 生活保護受給者 ・ 預貯金 単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下	食費	300						
	滞在費	820						
	合計	2,238	2,492	2,698	2,834	2,984	3,126	3,264

※年金収入等とは、公的年金等収入金額（非課税年金を含む）+その他の合計所得金額

※加算を含めた金額となります

② 体制加算

項 目	日額	備 考
* 機能訓練体制加算	24	
看護体制加算（Ⅲ）イ	24	
看護体制加算（Ⅳ）イ	46	
夜勤職員配置加算（Ⅳ）	40	
* サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	36	
* 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	月20	
* 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数×8.3%
* 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数×2.7%
* 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数×1.6%
合計	170	

* は介護予防対象の加算

・ 朝食 405円
・ 昼食 520円
・ 夕食 520円

③ 対象者加算

項 目	日額	備 考
* 送迎加算	184	片道につき
緊急短期入所受入加算（7日間） （家族の疾病等は14日間）	90	
医療連携強化加算	58	
* 看取り介護連携体制加算 （死亡日及び死亡日前30日以下について7日を限度）	64	
* 口腔連携強化加算	50/回	
* 療養食加算	1食8	
* 若年性認知症入所者受入加算	120	
長期利用者に対する減算 （31日目より）	△30	
長期利用の適正化		ユニット型の料金

①【施設利用料（短期入所）】 ～負担割合が3割の方～

内 容		1日あたり利用料						
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	サービス費	1587	1968	2,112	2,316	2,541	2,754	2,961
下記以外の方	食費	1,445						
	滞在費	2,010						
	合計	5,132	5,513	5,822	6,026	6,251	6,464	6,671
第3段階②	サービス費	1587	1968	2,112	2,316	2,541	2,754	2,961
・市民税非課税世帯 ・年金収入等120万円超 ・預貯金 単身500万円以下 夫婦1,500万円以下	食費	1,300						
	滞在費	1,310						
	合計	4,287	4,668	4,977	5,181	5,406	5,619	5,826
第3段階①	サービス費	1587	1968	2,112	2,316	2,541	2,754	2,961
・市民税非課税世帯 ・年金収入等80万円～120万円以下 ・預貯金 単身550万円以下 夫婦1,550万円以下	食費	1,000						
	滞在費	1,310						
	合計	3,987	4,368	4,677	4,881	5,106	5,319	5,526
第2段階	サービス費	1587	1968	2,112	2,316	2,541	2,754	2,961
・市民税非課税世帯 ・年金収入等80万円以下 ・預貯金 単身650万円以下 夫婦1,650万円以下	食費	600						
	滞在費	820						
	合計	3,097	3,478	3,787	3,991	4,216	4,429	4,636
第1段階	サービス費	1587	1968	2,112	2,316	2,541	2,754	2,961
・市民税非課税世帯の 老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 ・預貯金 単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下	食費	300						
	滞在費	820						
	合計	2,797	3,178	3,487	3,691	3,916	4,129	4,336

※年金収入等とは、公的年金等収入金額（非課税年金を含む）+その他の合計所得金額

※加算を含めた金額となります

② 体制加算

項 目	日額	備 考
* 機能訓練体制加算	36	
看護体制加算（Ⅲ）イ	36	
看護体制加算（Ⅳ）イ	69	
夜勤職員配置加算（Ⅳ）	60	
* サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	54	
* 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	月30	
* 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数×8.3%
* 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数×2.7%
* 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数×1.6%
合計	255	

* は介護予防対象の加算

③ 対象者加算

項 目	日額	備 考
* 送迎加算	552	片道につき
緊急短期入所受入加算（7日間） （家族の疾病等は14日間）	270	
医療連携強化加算	174	
* 看取り介護連携体制加算 （死亡日及び死亡日前30日以下について7日を限度）	192	
* 口腔連携強化加算	150/回	
* 療養食加算	1食 24	
* 若年性認知症入所者受入加算	360	
長期利用者に対する減算 （31日目より）	△90	
長期利用の適正化		ユニット型の料金

- ・朝食 405円
- ・昼食 520円
- ・夕食 520円